

【報告事項】

1 篠栗合同庁舎のしゅん工について

(総務部)

警察本部から「篠栗合同庁舎が、2月27日にしゅん工した。同庁舎は、警察本部庁舎の狭あい化を解消するため、交通機動隊庁舎の老朽化による新築に併せて、科学捜査研究所、鑑識課などの本部機能の一部を移転・集約した新庁舎である。危機管理対策として、警察本部庁舎が災害・テロなどで被災し、機能不全となった際には、篠栗合同庁舎を代替施設として運用することができる。開庁日は、4月1日(水)を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「施設名が合同庁舎となっているが、他機関が一緒に入るのか。」旨の発言があり、警察本部から「県警察の合同庁舎であり、他機関は入らない。」旨の説明があった。

公安委員から「庁舎の立地や駅からのアクセスはいかがか。」旨の発言があり、警察本部から「最寄り駅から10分程度であるほか、都市高速道路及び高速道路出入口からも近く、利便性は良い。」旨の説明があった。

2 令和8年度総合監察の実施計画について

(警務部)

警察本部から「令和8年度の総合監察については、事務監察と術科監察を実施する。事務監察では、社会の変容に即した警察運営の推進に向け、働きやすい魅力ある職場環境づくりや、警察職員として高い倫理観と厳正な規律を保持するための指導教養がなされているかなどについて点検するほか、非違事案が起りやすい業務に着目し、それらが適正に運用・管理されているかなどについて点検を実施する。術科監察では、刃物等による襲撃など昨今の事案を想定した訓練状況の監察を行う。昨年度から、業務監察において、特に非違事案につながりやすい業務を「共通項目」として設定し、全部門で点検しており、令和8年度も継続する。」旨の報告があった。

公安委員から「非違事案につながりやすい業務とはどのような業務か。」旨の発言があり、警察本部から「過去の業務上の非違事案の傾向に基づいて項目を選定している。業務管理の方法が実態に即しているかといった観点も持って監察を行う。」旨説明があった。

公安委員から「若手警察官は飲酒に関して、どのような意識を持っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「昨年行った飲酒に関するアンケートでは、若手職員は殊更飲酒会合を避けるより飲酒会合に積極という意見の方が若干多く、逆に中堅層に忌避感があった。」旨の説明があった。

公安委員から「監察項目を明確にすることは、各職員にとっても仕事し易くなると考えられるので、項目の内容も浸透させて丁寧に監察業務を進めていただきたい。」旨の発言があった。